

お申込みは、確実に予約ができるインターネットのご利用をお勧めします!!
平成30年6月 各種講習会等のご案内

岡山労働局長登録教習機関
一般社団法人 岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会 検索

http://www.olsa.or.jp/

労働安全衛生法で事業者は、法令で定める一定の資格を必要とする業務については、技能講習修了者でなければ業務に就かせてはならず、また、危険・有害な業務に労働者を就かせるときは安全衛生のための特別教育等を行わなければならないことが定められています。当協会では、資格取得のための技能講習、事業者に代わって実施する特別教育をはじめその他の安全衛生教育を実施しております。今回、下記のとおり予定致しますので、この機会に該当者を受講させられますようご案内申し上げます。

記

I 技能講習等

技能講習等（木材加工用機械作業主任者を除く）の登録日 平成26年3月31日 登録有効期間の満了日 平成31年3月30日
木材加工用機械作業主任者技能講習の登録日 平成29年3月29日 登録有効期間の満了日 平成34年3月28日

種 別	日 時	場 所
フォークリフト運転技能講習 休日コース 岡労収基0128第5号	学科：6月1日(金) 8:30～ 実技：6/4～6、7～9、11～13、14～16、18～20のいずれかのうち3日間	学科：津山圏域雇用労働センター (津山市山下92-1) 実技：津山スポーツロッジ弥生荘 (津山市勝部144)
	学科：6月6日(水) 8:30～ 実技：6/7～9、11～13、14～16、18～20、21～23のいずれかのうち3日間	学科・実技：岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4)
	学科：6月20日(水) 8:30～ 実技：6/25～27、28～30のいずれかのうち3日間	学科：岡山県労働基準協会笠岡支部 (笠岡市四番町5-18) 実技：柳原実習場 亀岡実習室 (浅口市鴨方町六条院中2154-1)
	学科：6月23日(土) 8:30～ 実技：6/24・30・7/1・8・15・16のいずれかのうち3日間	学科・実技：岡山県安全衛生会館
玉掛け技能講習 岡労収基0131第2号	学科：6月7日(木)・8日(金) 8:30～ 実技：6/11、13、14、15、16のうち1日	
	学科：6月21日(木)・22日(金) 8:30～ 実技：6/26、27、28、29のうち1日	学科：岡山県労働基準協会笠岡支部 実技：柳原実習場 亀岡実習室
小型移動式クレーン運転技能講習 岡労収基0204第7号	学科：6月6日(水)・7日(木) 8:30～ 実技：6/12、13、14、15、16のうち1日	学科：津山圏域雇用労働センター 実技：津山スポーツロッジ弥生荘
床上操作式クレーン運転技能講習 岡労収基0204第5号	学科：6月14日(木)・15日(金) 8:30～ 実技：6/18、20、21、22、23、25、26、27、28、30のうち1日	
高所作業車運転技能講習 岡労収基0206第4号	学科：6月13日(水) 8:30～ 実技：6/14、15、16、18、20、21、22、23、25、26のうち1日	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 岡労収基0218第20号	学科：6月25日(月)・26日(火) 9:00～ 実技：6/27	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 岡労収基0210第3号	学科：6月18日(月)・19日(火) 9:00～	学科・実技：岡山県安全衛生会館
有機溶剤作業主任者技能講習 岡労収基0210第1号	学科：6月11日(月)・12日(火) 9:00～	
木材加工用機械作業主任者技能講習 岡労収基0317第18号	学科：6月28日(木)・29日(金) 8:30～	

※実技日程は申込順に決定させていただきます。また、表示時間の10分前から説明がありますので、それまでに受付を済ませて着席してください。

フォークリフト ★最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

受講者の資格区分		講習時間(H)		免除資格 証明書類	受講料 (税込・円)	テキスト代 (税込・円)
		学科	実技			
A	自動車免許がない者	11	24	なし	24,840	
B	普通自動車免許以上所持者	7	24	免許証のコピー	23,760	1,620
C	大型特殊自動車免許（カタピラ限定なし）所持者	7	4		7,560	

- ・受講資格区分Aの方は、上記学科日程以外に1科目（4時間）を受講していただきますが、その日程・開始時間等についてはホームページまたは受講票でお知らせします。
- ・受講資格区分Cの方の実技日程は、上記実技日程のうちいずれかの最終日となります。

玉掛け ★制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

受講者の資格区分		講習時間(H)		免除資格 証明書類	受講料 (税込・円)	テキスト代 (税込・円)
		学科	実技			
A	全科目受講者	12	7	なし	20,520	1,645
B	クレーン関係運転士免許所持者 床上操作式クレーン運転又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者	9	6	免許証、修了証 のコピー	18,360	
C	クレーン関係特別教育受講後、6ヶ月以上業務に従事した者	12	6	事業者の経験証明他	19,440	

小型移動式クレーン ★つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

A	全科目受講者	13	7	なし	24,840	1,645
B	クレーン関係運転士免許所持者 床上操作式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者	10	6	免許証、修了証、 検定合格証の コピー	23,760	
C	建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定1・2級合格者 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	10	7			
D	クレーン関係特別教育受講後、6ヶ月以上業務に従事した者	13	6	事業者の経験証明他	17,280	
E	上記資格区分B及びCの資格をあわせて有する者	7	6	免許証、修了証、 検定合格証のコピー		

床上操作式クレーン ★つり上げ荷重が5トン以上で、床上で運転し、かつ、運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務

A	全科目受講者	13	7	なし	24,840	1,645
B	クレーン関係運転士免許所持者 小型移動式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者	10	6	免許証、修了証 のコピー	23,760	
C	クレーン関係特別教育受講後、6ヶ月以上業務に従事した者	13	6			

高所作業車 ★作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務

A	全科目受講者	11	6	なし	24,840	1,850
B	移動式クレーン運転士免許所持者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者	6	6	免許証、修了証、 検定合格証の コピー	19,440	
C	建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定合格者	8	6		21,600	
	道路交通法の普通自動車免許以上所持者 フォークリフト運転、車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用）運転技能講習 他修了者					

・受講資格区分Aの方は、上記学科日程以外に1科目（3時間）を受講していただきますが、その日程・開始時間等についてはホームページまたは受講票でお知らせします。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ★労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏症及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所に係る作業

A	全科目受講者	11.5	4	なし	12,960	2,160
B	日赤の救急員認定証・合格証・適任証を受けた者	11.5	2	認定証等のコピー	11,880	

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 ★労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く）及び同別表第5第1号から第6号まで又は第8号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）に係る作業

A	科目免除なし	12	－	なし	9,720	1,944
---	--------	----	---	----	-------	-------

有機溶剤作業主任者 ★屋内作業場等において労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤（混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものを含む）を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

A	科目免除なし	12	－	なし	9,720	1,944
---	--------	----	---	----	-------	-------

木材加工用機械作業主任者 ★木材加工用機械（丸のご盤、帯のご盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く）を5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のご盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場において行う当該機械による作業

A	全科目受講者	15	－	なし	9,720	2,160
B	一定の職業訓練修了者、技能検定合格者、職業訓練指導員免許所持者	2	－	職業訓練修了証、 検定合格証、 職業訓練指導員 免許証等のコピー	5,400	
C	製材安全士講習修了者	9	－	免許証等のコピー	7,560	

◎受講資格 （1）木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
（2）その他厚生労働大臣が定める者

Ⅱ 特別教育等

種 別	日 時	場 所	受講料等(税込・円)
自由研削といし特別教育	学科：6月4日(月) 9:00～ 実技：6/4	学科・実技： 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4)	会 員 6,696 非会員 9,396 ※テキスト代1,296を含む
	学科：6月20日(水) 9:00～ 実技：6/20	学科・実技： 和気鶴飼谷交通公園事務所 (和気郡和気町益原681-1)	
〈学科のみ〉 ★実技講習2時間は各事業場で実施してください。	6月4日(月) 9:00～	岡山県安全衛生会館	会 員 5,616 非会員 7,776 ※テキスト代1,296を含む
プレス金型等特別教育	学科：6月15日(金) 8:30～ 実技：6/16	学科：岡山県労働基準協会 (岡山市北区桑田町15-28) 実技：ポリテクセンター岡山 (岡山市北区田中580)	会 員 11,124 非会員 15,444 ※テキスト代2,484を含む
	〈学科のみ〉 ★実技講習2時間は各事業場で実施してください。		会 員 7,884 非会員 10,584 ※テキスト代2,484を含む
高圧・特別高圧電気取扱特別教育〈学科のみ〉 ★実技講習15時間（充電電路の操作のみについては1時間）は各事業場で実施してください。	6月13日(水)・14日(木) 9:00～	津山圏域雇用労働センター (津山市山下92-1)	会 員 7,884 非会員 11,124 ※テキスト代1,404を含む

種 別	日 時	場 所	受講料等(税込・円)
低圧電気取扱特別教育	学科:6月20日(水) 9:00～ 実技:6/21、22、23のうち1日	学科・実技: 岡山県安全衛生会館	会 員 11,502 非会員 16,902 ※テキスト代702を含む 会 員 6,102 非会員 8,802 ※テキスト代702を含む
伐木等特別教育	学科:6月11日(月) 8:30～ 実技:6/12	学科・実技: 岡山県森林組合連合会津山支所 林業研修センター (津山市一宮1189)	会 員 9,180 非会員 12,420 ※テキスト代2,700を含む
クレーン運転特別教育	学科:6月1日(金)・2日(土) 9:00～ 実技:6/2 学科:6月4日(月)・5日(火) 9:00～ 実技:6/5 学科:6月4日(月)・6日(水) 9:00～ 実技:6/6	学科: 岡山県労働基準協会笠岡支部 (笠岡市四番町5-18) 実技:塩田工業(株) (浅口郡里庄町浜中1224-2) 学科・実技: 岡山県安全衛生会館	会 員 12,445 非会員 17,845 ※テキスト代1,645を含む
粉じん特別教育	6月12日(火) 9:00～	J F E スチール(株)広江クラブ (倉敷市広江4-1-1)	会 員 4,968 非会員 7,128 ※テキスト代648を含む
産業用ロボット教示等 特別教育	学科:6月22日(金) 9:00～ 実技:6/23、24のうち1日	学科:岡山県安全衛生会館 実技:ポリテクセンター岡山	会 員 10,584 非会員 14,904 ※テキスト代1,944を含む 会 員 7,344 非会員 10,044 ※テキスト代1,944を含む
足場組立て等特別教育	6月27日(水) 9:00～	J F E スチール(株)広江クラブ	会 員 7,280 非会員 10,520 ※テキスト代800を含む
職長教育	6月7日(木)・8日(金) 9:00～ 6月18日(月)・19日(火) 9:00～ 6月19日(火)・20日(水) 9:00～ 6月28日(木)・29日(金) 9:00～	岡山県労働基準協会 玉野市総合保健福祉センター (玉野市奥玉1-18-5) 津山圏域雇用労働センター 岡山県労働基準協会新見支部 (新見市新見811-1) J F E スチール(株)広江クラブ	会 員 12,960 非会員 19,440 ※テキスト代を含む
職長・安全衛生責任者教育 (建設業・造船業)	6月21日(木)・22日(金) 9:00～ 6月28日(木)・29日(金) 9:00～	岡山県労働基準協会 J F E スチール(株)広江クラブ	会 員 15,120 非会員 22,680 ※テキスト代を含む 会 員 8,640 非会員 11,880 ※テキスト代2,160を含む
有機溶剤作業主任者能力 向上教育(定期又は随時)	6月8日(金) 9:00～	J F E スチール(株)広江クラブ	会 員 12,312 (全科目受講者) 非会員 17,712 (") ※テキスト代1,512を含む
安全管理者選任時研修	6月6日(水)・7日(木) 9:00～ 6月28日(木)・29日(金) 9:00～	和気鶴飼谷交通公園事務所	会 員 9,072 非会員 12,852 ※テキスト代1,512を含む
リスクアセスメント担当者 (製造業等) 研修	6月26日(火) 9:00～	岡山県労働基準協会	会 員 8,100 非会員 10,800 ※テキスト代2,700を含む
刈払機取扱作業教育	学科:6月5日(火) 9:00～ 実技:6/5 学科:6月15日(金) 9:00～ 実技:6/15	学科・実技: 岡山県労働基準協会新見支部 学科・実技: 津山圏域雇用労働センター	会 員 1,404 非会員 3,564 ※テキスト代を含む
熱中症予防教育	6月15日(金) 9:00～	岡山県労働基準協会和気支部 (和気郡和気町衣笠954-1)	

※表示時間の10分前から説明がありますので、それまでに受付を済ませて着席してください。

※対象者等

- 研削といしの取替え等の業務に係る特別教育 (則36条1号)
自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
※自由研削用といし=携帯用グラインダ、卓上(床上)用グラインダ(両頭グラインダ)、スインググラインダ、切断機 他
- 動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育 (則36条2号)
動力により駆動されるプレス機械の金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
- 電気取扱業務に係る特別教育 (則36条4号)
高圧(直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超え、7000ボルト以下である電圧)若しくは特別高圧(7000ボルトを超える電圧)の充電回路若しくは充電回路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務
低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- 伐木等の業務に係る特別教育 (則36条8号)
胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務(伐木等機械(伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう)の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務を除く)
- クレーンの運転の業務に係る特別教育 (則36条15号)
つり上げ荷重が5トン未満のクレーン(移動式クレーンを除く)又はつり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転の業務

- 粉じん作業特別教育（則36条29号）
粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業（設備による注水又は注油をしながる作業を除く）に係る業務
- 産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育（則36条31号）
産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認又は教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務
- 足場の組立て等の業務に係る特別教育（則36条39号）
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）
- 職長教育（則40条）
新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）
- 職長・安全衛生責任者教育（則40条／厚生労働省通達（平成12年3月28日付基発第179号））
職長教育と安全衛生責任者教育をあわせて実施
＊安全衛生責任者＝建設業及び造船業に属する事業の請負人で、当該仕事を自ら行うものに選任が義務付けられている、統括安全衛生責任者との連絡等を行う者
- 有機溶剤作業主任者能力向上教育（厚生労働省通達（平成4年6月10日付基発第330号））
有機溶剤作業主任者技能講習修了後おおむね5年が経過している者
- 安全管理者選任時研修（則5条／厚生労働省通達（平成18年2月24日付基発第0224004号））
労働安全衛生規則の改正により、平成18年10月1日から安全管理者の資格要件として従来の学歴及び実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了することが義務付けられました。また、平成18年10月1日において通算の経験年数が2年未満の安全管理者も本研修を修了する必要があります。
- リスクアセスメント担当者（製造業等）研修（厚生労働省通達（平成12年9月14日付基発第577号））
事業場において、労働安全衛生マネジメントシステムの構築にあたり危険又は有害要因の特定に用いるリスクアセスメントの実務を担当する者
- 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育（厚生労働省通達（平成12年2月16日付基発第66号））
刈払機を使用する作業に従事する者
- 熱中症予防労働衛生教育（厚生労働省通達（平成21年6月19日付基発第0619001号））
高温多湿作業場所において作業を管理する者及び労働者

Ⅲ その他

種 別	日 時	場 所	受講料等(税込・円)
危険予知訓練	6月5日(火) 9:00～	岡山県労働基準協会	会 員 6,480 非会員 12,960 ※資料代を含む

※申込方法

- ①インターネット申込 **岡山県労働基準協会** **検索** (<http://www.olsa.or.jp/>)

当協会ホームページからお申込ください。(会員IDをお持ちでない場合は TEL(086) 225-3571へご連絡ください。)

- ②窓口・FAX申込

- ・所定申込書（上記URLからダウンロードしてください。）に必要事項をご記入のうえ、受講料・テキスト代を添えて、各支部へお申し込みください。
- ・技能講習・安全衛生推進者及び衛生推進者養成講習は、**写真1枚**、さらに科目免除を希望する場合には免除資格を証する書面のコピーを添付して、郵送またはご持参ください。
(科目免除資格確認のため、ご本人の了承の上、コピーを添付してください。)
- ・受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会
<申込先> 最寄の一般社団法人岡山県労働基準協会各支部へ

※学科当日は、本人確認書類（*）及び科目免除資格を証する書類の原本をご持参ください。
確認ができない場合は、修了証の交付ができません。

***本人確認書類…運転免許証（道路交通法）、免許証（労働安全衛生法）等**

氏名、生年月日が記載された顔写真付の公的書面

これらの書類をお持ちでない方は、事前に上記電話番号までご相談ください。

※注意事項

- 都合により日程等の変更をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 当日欠席等の場合には受講料等の返金は致しません。ただし、講習会前日までに連絡をいただいた場合に限り、事務手数料1,080円と振込手数料を差し引いて返金致します。
- 都合により欠席し、1年以内に再度受講を希望する場合は再受講料3,240円がかかります。
- 駐車可否については主催支部にお問い合わせください。
- 助成金に関する問い合わせ先 **岡山労働局 職業安定部 職業対策課 TEL(086) 801-5107**

申込み先・問い合わせ先 岡山県労働基準協会各支部

支 部 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086) 221-2160	(086) 227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-6230	(086) 426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863) 21-2349	(0863) 21-3334
児 島 支 部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100ナйкаイ第一ビル7階	(086) 473-1811	(086) 473-1870
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868) 22-5454	(0868) 25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865) 63-3718	(0865) 63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869) 92-0876	(0869) 92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-0338	(0867) 72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086) 282-6532	(086) 282-6506